

国立大学法人和歌山大学減価償却引当特定資産取扱規程

制 定 令和 8年 3月27日

法人和歌山大学規程 第2907号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学会計規則第34条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における減価償却引当特定資産の繰入及び使用の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 減価償却引当特定資産とは、将来の施設設備の更新に備えるために積み立てた預金等の資産をいう。

(使途)

第3条 減価償却引当特定資産は、資産計上される施設設備（非償却資産を除く。）の更新に使用できるものとし、施設整備の新規取得及び修繕費用には使用できない。

(繰入額)

第4条 各事業年度の減価償却引当特定資産は、文部科学省が定める様式により算出された当該事業年度の現金収支の差額を上限として繰り入れることができる。ただし、当該事業年度の減価償却費を超えることはできない。

(繰入の決定)

第5条 学長は、経営協議会及び役員会の当該事業年度の決算承認の議決を経て、繰入を決定する。

(使用の申請)

第6条 財務担当の理事は、減価償却引当特定資産を取崩して使用する場合は、減価償却引当特定資産使用申請書（別紙様式1）を学長に提出し、承認を得なければならない。

(使用の承認)

第7条 学長は、前条の使用申請があった場合、その内容が適当と認められるときは、減価償却引当特定資産の使用を承認する。

2 学長は、前項の規定により承認した場合は、減価償却引当特定資産使用承認通知書（別紙様式2）により、財務担当の理事に通知する。

(使用内容の変更)

第8条 財務担当の理事は、前条の規定により承認を受けた申請内容に変更が生じるときは、減価償却引当特定資産使用変更申請書（別紙様式3）を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、前項の変更申請があった場合、その内容が適当と認められるときは、減価償却引当特定資産の使用内容の変更を承認する。

3 学長は、前項の規定により承認した場合は、減価償却引当特定資産使用変更承認通知書（別紙様式4）により、財務担当の理事に通知する。

(使用可能時期)

第9条 減価償却引当特定資産を財源とする契約を締結する場合は、履行期限が翌事業年度以降になることを妨げない。

(雑則)

第10条 この規程に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

減価償却引当特定資産取扱規程

附 則

この規程は、令和8年3月27日から施行する。

(別紙様式 1)

令和 年 月 日

学 長

理事 (財務担当)

減価償却引当特定資産使用申請書

減価償却引当特定資産の使用を下記のとおり申請します。

記

1. 減価償却引当特定資産の使用申請額
2. 計画の内容
 - (1) 事項名
 - (2) 計画の概要

(別紙様式 2)

令和 年 月 日

理事 (財務担当)

学 長

減価償却引当特定資産使用承認通知書

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあったことについて承認します。

減価償却引当特定資産取扱規程

(別紙様式 3)

令和 年 月 日

学 長

理事 (財務担当)

減価償却引当特定資産使用変更申請書

令和〇〇年〇月〇日付けで承認を受けました減価償却引当特定資産の使用計画等に変更が生じますので、下記のとおり提出します。

記

1. 変更前の事項名及び使用承認額
 - (1) 事項名
 - (2) 減価償却引当特定資産の使用承認額
2. 変更後計画の内容
 - (1) 事項名
 - (2) 減価償却引当特定資産の使用申請額
 - (3) 変更内容の概要

(別紙様式 4)

令和 年 月 日

理事 (財務担当)

学 長

減価償却引当特定資産使用変更承認通知書

令和〇〇年〇月〇日付けで申請のあったことについて承認します。